

京都府 商店街再出発設備投資補助金 募集要項

京都府では、地域コミュニティ維持と商店街振興促進のため、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えて再出発する、府内商店街の会員である中小企業者が行う感染症拡大予防のための設備投資及び店舗改修（税抜75万円以上のもの）を支援します。

【事前調査票（仮申請書）の提出】

令和2年7月14日（火）から令和2年7月30日（木）までに御郵送ください。（当日消印有効）

- ※1 事前調査（仮申請）に当たっては、商店街団体等の代表者の押印が必要です。
- ※2 事前調査票（仮申請書）により補助金額の予算の見積りを行いますので、提出のない中小企業者が本申請を行うことは原則認められません。
- ※3 事前調査票（仮申請書）に記載された補助金想定額を超えて本申請を行うことはできません。
- ※4 事前調査票（仮申請書）の提出により補助金の採択を約束するものではありません。

【今後のスケジュール】

本申請書の提出：令和2年8月17日（月）から令和2年9月30日（水）

- ※1 補助対象となる事業期間は、令和2年4月1日（水）から令和2年12月31日（木）
- ※2 補助金は、予算の範囲内で交付するため、希望された金額の全てに応じられない場合があります。

【お問合せ先・各種資料の提出先】

京都市 向日市 長岡京市 大山崎町	商店街創生センター	〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 京都経済センター304号室 電話番号 075-354-5081 (平日9:00~12:00、13:00~17:00) URL: https://syoutengai-c.com/topics-article/kyoto-20200713/
その他 の地域	山城広域振興局 農商工連携・推進課 商工労働観光係	〒611-0021 宇治市宇治若森7-6 電話番号 0774-21-2103 (平日9:00~12:00、13:00~17:00)
	南丹広域振興局 農商工連携・推進課 商工労働観光係	〒621-0851 亀岡市荒塚町1-4-1 電話番号 0771-23-4438 (平日9:00~12:00、13:00~17:00)
	中丹広域振興局 農商工連携・推進課 商工労働観光係	〒625-0036 舞鶴市字浜2020番地 電話番号 0773-62-2506 (平日9:00~12:00、13:00~17:00)
	丹後広域振興局 農商工連携・推進課 商工労働観光係	〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855 電話番号 0772-62-4304 (平日9:00~12:00、13:00~17:00)

【補助対象者】

府内の商店街団体等の会員である中小企業者

(1) 中小企業者とは

- ① 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（みなし大企業に該当するものを除く。）

〔中小企業基本法に定める中小企業者の範囲〕

業種	常時使用する従業員の数	資本金又は出資額の総額
製造業・その他の業種	300人以下	又は 3億円以下
卸売業	100人以下	又は 1億円以下
小売業	50人以下	又は 5,000万円以下
サービス業	100人以下	又は 5,000万円以下

※小規模事業者及び個人事業主も含まれます。

② 商工団体等

③ 病院等

（医業を主たる事業とし、常時使用する従業員の数が300人以下の者）

④ 特定非営利活動法人（NPO法人）

【補助対象とならない方々】

- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号及び第5号に規定する「風俗営業」（パチンコ店、麻雀店、ゲームセンターなど）及び第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を営む者
- ・ 社会福祉法人、一般・公益社団法人、一般・公益財団法人、学校法人、宗教法人（病院を除く）
- ・ 農林水産業を営んでいる方（法人を含む）
- ・ みなし大企業（大企業である親会社から出資を受けているなど、実質的に大企業の支配下にある会社）と認められる者
- ・ 京都府暴力団排除条例（平成22年京都府条例第23号）第2条第4号に規定する暴力団員等

(2) 商店街団体等とは

商店街振興組合、事業協同組合、商店街（任意団体）、商店街組合等のうち、次の要件全てを満たすもの

- ① 商店街等において共同して事業活動を行うための規約や代表者等を定めていること
- ② 地域の商業振興に継続的に取り組むこと
- ③ 4名以上の店舗が会員となっていること
- ④ 商店街創生センターにおいて商店街団体等として登録されていること

※現在、商店街創生センターに登録されている商店街団体等は6、7ページのとおりです。

※商店街団体等として登録されていない場合でも、ヒアリング等を実施後、問題なければ商店街団体等として登録いたしますので、登録を御希望の方は商店街創生センターまで御相談ください。

【補助率・補助限度額等】

補助率	補助限度額
3分の2以内	300万円 (下限50万円)

※交付額は千円単位とし、端数が出た場合は切り捨てます。

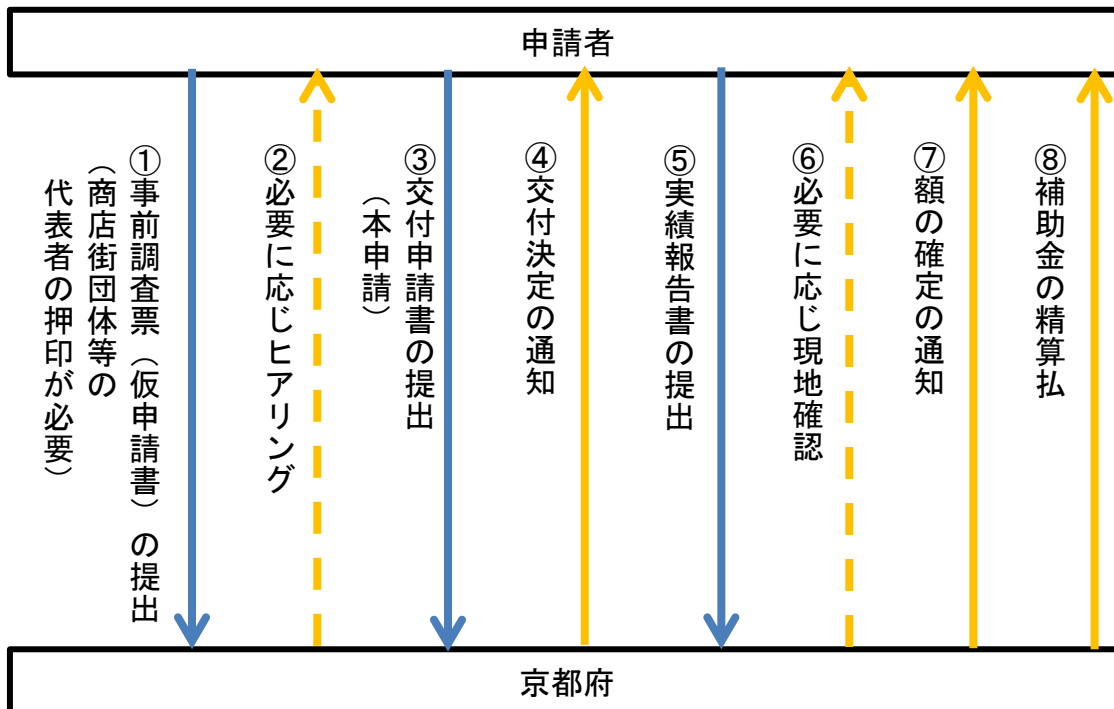
【事業実施期間等】

項目	開始	終了
事前調査票（仮申請書）提出期間	令和2年7月14日（火）	令和2年7月30日（木） （当日消印有効）
本申請提出期間	令和2年8月17日（月）	令和2年9月30日（水） （当日消印有効）
事業実施期間	令和2年4月1日（水）	令和2年12月31日（木）
実績報告書提出期間	事業完了日（交付決定日に既に事業が完了している場合は、 交付決定日）から30日以内（土日祝含む）	

【対象外】

○令和2年3月31日（火）以前に着手した事業

【補助スキーム】



【補助対象事業】

府内の商店街団体等の会員である中小企業者が新型コロナウイルス感染症の拡大予防のために行う設備投資や店舗改修で、75万円（税抜）以上の経費がかかるもの

【補助対象事業の具体例】

（設備投資例）

- ・非接触のための商品受取ロッカーの導入
- ・飲食店等がテイクアウト等を行うための冷蔵庫の導入
- ・換気装置の導入（換気を行うためのエアコンの導入も含む）

（店舗改修例）

- ・非接触のための出入口の自動ドア化に係る工事
- ・デリバリー用の配達カウンターの設置に係る工事
- ・3密を防ぐための店舗等のレイアウト変更に伴う工事

※ 但し、「商店街にぎわい施設・設備整備事業」で補助が可能な事業は対象外です。

「商店街にぎわい施設・設備整備事業」とは
商店街が行う賑わいづくりや安心・安全の確保のための施設整備を市町村と連携して
行う事業（街路灯、アーケード、ファサード看板、防犯カメラなど）

【補助対象施設】

府内の商店街団体等の会員店舗（来客対応を行う営業施設）

【補助対象経費】※消費税抜き

補助対象となる経費は、令和2年4月1日以降に事業開始（契約・発注）した補助対象事業に必要な工事費、修繕費、備品購入費（店舗等に据え付けているもので1件10万円以上のものに限る）、システム導入費

【注意事項】

- 補助金交付の目的に従って、誠実に補助事業を行ってください。
- 申請内容に虚偽がある場合、交付決定取消や交付済補助金の返還を求める場合があります。

【補助対象外経費】

- ・パソコン・タブレット端末・スマートフォン、デジタル複合機、自動車等車両等の汎用性が高い備品の購入費
- ・人件費・家賃・電話代・光熱水費等の固定経費
- ・店舗の敷地となる土地の取得、賃借、造成又は補償に要する経費
- ・仕入れに係る経費、損失補てん、借入れに伴う支払い利息、公租公課（消費税など）
- ・不動産購入費、官公署に支払う手数料、振込手数料、飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用
- ・その他公的資金の使途として社会通念上、不適切と認められる費用

【事前調査（仮申請）】

本申請に先立ち、事前調査票（仮申請書）の提出をしていただく必要があります。本申請を希望される方は商店街団体等の会員であることを証するため、商店街団体等の代表者に押印いただき、直接又は商店街団体等が取りまとめの上、令和2年7月30日（木）まで（当日消印有効）に事前調査票（仮申請書）を表紙に記載の提出先まで御郵送ください。

- (1) 事前調査票（仮申請書）により補助金額の予算の見積りを行いますので、提出のない中小企業者が本申請を行うことは原則認められません。
- (2) 事前調査票（仮申請書）に記載された補助金想定額を超えて本申請を行うことはできません。
- (3) 事前調査票（仮申請書）の提出により補助金の採択を約束するものではありません。
- (4) 事前調査票（仮申請書）を提出後、内容についてヒアリングを行う場合があります。

【申請手続】

交付申請書等の提出書類は、令和2年9月30日（水）まで（当日消印有効）に直接又は商店街団体等が取りまとめの上、以下に記載の提出書類を表紙の提出先まで御郵送ください。

〔提出書類〕

交付申請書（第2号様式）	記載例（交付申請書）を参照
見積書に準じる書類の写し	事業が既に終了している場合は、金額が確認できるもの
事業設計図（位置図、見取図、平面図等設計の概要図）の写し	工事を行う場合のみ。工事概要がわかる書類
工事前写真に準じる書類の写し	工事が既に終了している場合は、4月1日以降に発注されたことが確認できる書類（契約書等）
口座振替依頼書（第8号様式）及び支払口座の通帳等の写し	記載例（口座振替依頼書）を参照
事業実施届出書（第1号様式）	補助金の交付決定前に事業を実施した場合 記載例（事業実施届出書）を参照

【交付決定の通知】

補助金の交付の決定は、受付の後、文書により各申請者に通知します。

- (1) 補助金は、予算の範囲内で交付するため、希望された金額の全てに応じられない場合があります。
- (2) 補助金の支払いは、事業終了後の精算払とします。

【実績報告書の提出】

- (1) 補助事業完了日（交付決定日に既に事業が完了している場合は、交付決定日）から30日以内（土日祝含む）に以下の提出書類を御郵送ください。

〔提出書類〕

実績報告書原本（第5号様式）	記載例（実績報告書）を参照
取得財産等管理台帳兼取得財産等管理明細表（第6号様式）	記載例（取得財産管理台帳）を参照
領収書の写し	宛名が申請者と一致する領収書に限る
事業の実施状況がわかる写真の写し	設備投資及び店舗改修を行ったことがわかるもの

- (2) 実績報告書を受理後、事業及び経費を審査の上、補助金額を確定し通知します。

【補助金の支払】

- (1) 補助金額の確定後、指定口座に確定した額を振り込みます。
- (2) 審査の結果、補助対象外経費が含まれていた場合など、交付決定金額を減額する場合があります。
- (3) 補助金の交付後に、申請書類の不正その他支給要件を満たさないことが発覚した場合は、補助金の全部又は一部を返還していただきます。
- (4) 取得財産等の処分制限期間において、取得財産等の処分（補助金交付の目的に反する使用、譲渡等）及び商店街団体等の退会を行う場合、補助金の全部又は一部を返還していただくことがあります。

【その他留意事項】

- (1) 同一の経費について、府が助成する他の制度と重複して対象とすることはできません。
- (2) 国及び市町村が助成する他の制度と重複して本補助金を申請される場合は、同一の経費について、補助金額の合計が当該経費を超えない範囲で申請する必要がありますので、商店街創生センター（075-354-5081）に、予め御確認ください。
- (3) 本補助金の交付については、本募集要項のほか、補助金交付要領に基づきます。
- (4) 本補助金に係る証拠書類は、事業完了年度の翌年度から5年間保存が必要です。

京都府内の商店街団体等一覧（京都市除く）

乙訓		南丹		中丹		丹後				
向日市	向日市商店会	亀岡市	馬堀駅前商店会	福知山市	新町商店街	宮津市	宮津本町商店街			
	向日えきえきストリート		馬堀西部商店会		福知山広小路商店街		宮津中町商店街			
	京都向日市激辛商店街		篠八幡商工繁栄会		福知山駅正面通商店街		宮津駅前商店会			
長岡京市	長岡中央商店街		ハートフルベニューフラッツ商人会		ききょう通り商店街(福知山駅前商店街)		魚屋栄伸会			
	セブン商店会		亀岡駅前商店街		おおえ駅前商店街		白柏白栄会			
	神足商店会		亀岡一番街専門店会		土師商友会		天橋立文殊繁栄会			
	長岡天神駅前相互会		亀岡安町商店街		川口商友会		府中観光会			
山城	宇治市		北町商店街		下六人部商友会		舞鶴市	京丹後市	宮津商業協同組合	
			内丸町繁栄会		西中筋商工会振興会				はごろも商店会	
			H商店街		ゆらのガーデン出店者協議会				三栄会	峰山町御旅商店会
			クニツル商店街		大門商店街				大門口商店街	御旅市場アーケード管理組合
			河原町繁栄会		八島商店街				八島商店街	サンロードイト
			余部町商栄会	七条商店街	七条商店街	金刀比羅商店会				
			ロードサイド共栄会	三条商店街	三条商店街	弥栄商友会				
			大井町商栄会	マナイ商店街	マナイ商店街	野中地区商店街				
			稗田野商工会	平野屋商店街	平野屋商店街	間人商店連盟				
			本梅・畑野繁栄会	新世界商店街	新世界商店街	あみのポイントサービス会				
			宮前町商店会	中央商店会	中央商店会	京丹後EMSカード会				
			亀岡ショッピングセンター・アミティ	舞鶴実業会	舞鶴実業会	久美浜町スタッフ振興組合				
	西友専門店テナント会		舞鶴南実業会	舞鶴南実業会	弥栄ラッキーシール会					
	マツモト千代川専門店会		中舞鶴実業会	中舞鶴実業会	弥栄町商店連盟					
	イオン亀岡店同友会		花の木商店街	花の木商店街	与謝野町					
	平和堂同友会アルブラザ亀岡支部		綾部駅前商店街	綾部駅前商店街	くすぐるカード会					
	亀岡商業協同組合		南西町商店街	南西町商店街	加悦谷ショッピングセンター					
	南丹市	宮町商栄会	北西町商店街	北西町商店街						
		上本町共栄会	大本通り商店街	大本通り商店街						
		本町繁栄会	本町四丁目繁栄会	本町四丁目繁栄会						
		若松町商和会	井倉町商工繁栄会	井倉町商工繁栄会						
		新町商友会	宮代町商工繁栄会	宮代町商工繁栄会						
		小桜会(チロシ村商店街)	綾部ショッピングプラザ協同組合	綾部ショッピングプラザ協同組合						
		花のまち商店会	豊里地区商工繁栄会	豊里地区商工繁栄会						
八木駅前会		吉美地区商工繁栄会	吉美地区商工繁栄会							
本町商店会		山家商工繁栄会	山家商工繁栄会							
中央街路灯会		東八田商工繁栄会	東八田商工繁栄会							
胡麻繁栄会		本町七丁目商工睦会	本町七丁目商工睦会							
殿田商友会		Aカード会	Aカード会							
栄町1丁目繁栄会										
京丹波町	須知商店連盟									
	下山繁栄会									
	みずほサービスカード会									
	和知商栄会									
	わちラッキーカード会									
桜山繁栄会										
宇治市	ロコモール商店街	京丹波町	須知商店連盟	京丹波町	須知商店連盟	京丹波町	須知商店連盟			
	御蔵山商店街振興会		下山繁栄会		下山繁栄会					
	宇治観光塔の島会		みずほサービスカード会		みずほサービスカード会					
	宇治源氏タウン銘店会		和知商栄会		和知商栄会					
	平等院表参道商店会		わちラッキーカード会		わちラッキーカード会					
	宇治橋通商店街		桜山繁栄会		桜山繁栄会					
	小倉駅前商店会									
	タウン100番街商店会									
	西大久保繁栄会									
	宇治・小倉商店ネットワーク									
	こはタウン									
	城陽市役所前商店街									
アケビ城陽商店街										
長池商店会										
東富野商店会										
JR城陽駅前商店街会										
近鉄寺田駅前商店会										
近鉄寺田駅前通商店会										
八幡市	男山竹園商店街									
	男山北センター商店街									
	男山中央センター商店街									
	男山商店街									
京田辺市	キララ商店街									
久御山町	久御山サービスカード会									
井手町	やまぶきスタンプ会									
	いでちよう百縁商店街									
宇治田原町	宇治田原を食べつくせ実行委員会									
笠置町	笠置駅前通商店街									
和東町	茶源郷グルメ商店街									
精華町	精華町スイーツタウン協会									

